

令和 2 年 3 月 2 4 日  
長崎県産業労働部産業政策課  
長崎県福祉保健部福祉保健課

県内事業所代表者 様

### 海外からの帰国者に対する健康管理の徹底等について

現在、政府においては、海外での新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえて、海外からの入国者に対し、入国制限対象地域に滞在する外国人に対しては入国禁止、日本人に対しては14日間の自宅等での健康観察の実施など、段階的に水際対策が強化されておりますが、その前に帰国された方からの感染の確認が増加しております。

今後のクラスター発生予防のため県においても、「長崎県新型コロナウイルス感染症対策本部」を立ち上げ、対策を強化しておりますが、去る3月19日に示された政府の専門家会議の提言でも事業者の皆様への対応の必要性が指摘されております。貴事業所においても感染拡大の予防対策にあたり、以下の対応についてご協力をお願いいたします。

#### 1 帰国者への啓発について

年度末は、多くの事業所において従業員が海外から帰国されます。今後の感染拡大やクラスター化を防止するため、別添の啓発チラシを活用し、帰国者（ ）に対して、健康上の不安がある場合には速やかに最寄りの保健所に設置する「帰国者・接触者相談センター」に相談・連絡するよう周知をお願いいたします。

現時点で帰国して14日間を経過していない方も含まれます。

政府の水際対策の強化により、入国日によっては既に入国時に検疫所から自宅待機の指示等がされている場合があります。その場合には保健所においても健康管理の対象としてフォローアップしておりますが、貴事業所においても検疫所や保健所の指導を守っていただくよう徹底をお願いいたします。

## 2 帰国者の把握について

今後、海外から入国した又は入国予定の従業員を可能な限り把握するようお願いいたします。

事業所において管理している派遣者、出張者等については把握が可能であると考えられますが、プライベートでの海外旅行については可能な限り把握に努めて下さい。

今後の感染拡大を予防する観点から、貴事業所において感染が疑われる従業員の情報を把握された際は、最寄りの保健所に情報提供いただくようお願いいたします。

## 3 事業所内の感染予防対策について

今後、感染症に関する啓発（手洗い、咳エチケット）を徹底して頂き、事業所での換気・消毒等の衛生管理やなるべく密集・近距離での会話を避ける環境づくりへの配慮をお願いいたします。

また、従業員に対し、出来る限り感染リスクを高める行動（換気の悪い密閉空間、人が密集している、近距離での会話や発声が行われる、3つの条件が同時に重なる場での行動）を慎むように周知していただくようお願いいたします。

## 4 今後、海外へ渡航する方への注意喚起について

今後、海外へ出張等をされる方に対しては、外務省が公表している海外での発生状況（感染症危険情報）を確認した上で判断していただくようお願いいたします。

### **【新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（3/19）の提言（抜粋）】**

海外出張で帰国した場合には、2週間は職員の健康状態を確認し、体調に変化があった場合には、受診の目安を参考に適切な対応をとるよう職員への周知徹底をしてください。

(チラシ)

## 海外からの帰国者の皆様へ

現在、政府においては、海外での新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえて、海外からの入国者に対し、入国制限対象地域に滞在する外国人に対しては入国禁止、日本人に対しては14日間の自宅等での健康観察の実施など、段階的に水際対策が強化されております。

体調に少しでも心配な事がありましたら、速やかに最寄りの帰国者・接触者相談センターに連絡して下さい。その場合には、できるだけ他人への接触を避け、出勤は控えてください。

直接、医療機関を受診すると、仮に感染していた場合に感染が拡大する可能性がありますので、まずは、帰国者・接触者相談センターに連絡してください。

### < 帰国者・接触者相談センター一覧 >

| 保健所名      | 電話番号                           | 開設日           | FAX 番号       | 管轄                    |
|-----------|--------------------------------|---------------|--------------|-----------------------|
| 西彼保健所     | 095-856-5059                   | 平日            | 095-857-6663 | 西海市・長与町・時津町           |
| 県央保健所     | 0957-26-3306                   | 平日            | 0957-26-9870 | 諫早市・大村市・東彼杵町・川棚町・波佐見町 |
| 県南保健所     | 0957-62-3289                   | 平日            | 0957-64-6520 | 島原市、雲仙市、南島原市          |
| 県北保健所     | 0950-57-3933                   | 平日            | 0950-57-3666 | 平戸市、松浦市、佐々町           |
| 五島保健所     | 0959-72-3125                   | 平日            | 0959-72-7761 | 五島市                   |
| 上五島保健所    | 0959-42-1121                   | 平日            | 0959-42-1124 | 新上五島町、小値賀町            |
| 壱岐保健所     | 0920-47-0260                   | 平日            | 0920-47-6357 | 壱岐市                   |
| 対馬保健所     | 0920-52-0166                   | 平日            | 0920-52-7403 | 対馬市                   |
| 長崎市保健所    | 095-801-1712                   | 平日,土曜日,日曜日,祝日 | 095-829-1221 | 長崎市                   |
| 佐世保市保健所   | 0956-25-9809                   | 平日,土曜日,日曜日,祝日 | 0956-24-1346 | 佐世保市                  |
| 長崎県相談センター | 080-3565-2602<br>080-3499-8865 | 土曜日,日曜日,祝日    | 095-895-2570 | 長崎市、佐世保市を除く県内         |

時間外(午後5時30分～午前9時)の緊急を要する場合は、上記相談窓口(保健所)へお問い合わせください。